

公 告

このたび上川町の一部を受益地域として当土地改良区が行っている土地改良（維持管理事業）事業の事業計画を変更することの認可の申請をしたいので、土地改良法第48条第3項の規定により、次の事項を記載した書類とともにこの旨を公告する。

なお、この受益地域内にある農用地の所有者でその農用地につき耕作または養畜の業務を営まない者でその農用地につき、当該土地改良事業に参加しようとするものは、同法第3条の規定により、令和6年8月5日までに上川町農業委員会に申し出ること。

令和6年7月24日

大雪土地改良区理事長 佐々木 辰 善



記

- 1 変更後の維持管理事業計画概要書
- 2 変更後の事業費の細目及び資金計画等を記載した書面